

大洲市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

大洲市教育委員会

< 目 次 >

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・ P.2
5. 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・ P.5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うため、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

大洲市教育委員会は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、教育職員のウェルビーイングを確保し、大洲市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和2年1月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「大洲市立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

| | 年平均 | 月45時間を上回る割合 | 月80時間を上回る割合 |
|-----|---------|-------------|-------------|
| 小学校 | 月43.1時間 | 44.7% | 5.7% |
| 中学校 | 月52.5時間 | 61.2% | 13.9% |

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が40%以上と多くなっている。業務の削減・精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることが必要である。中学校では部活動に指導等の業務の負担感が大きくなっており、外部指導者の活用や部活動の地域展開等によって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超える割合を0にする。あわせて、45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の実績】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上【16.3日】にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%以下【9.6%】にする。
- ・ ストレスチェックにおける「ワーク・エンゲージメント」の指標で、「活力がみなぎる」を60%以上【57.4%】、「仕事に誇りを感じる」を90%以上【87.1%】にする。
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察や保護者・地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、公会計化等の導入に向けた徴収金業務の平準化等を検討する。

○ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整等も含め、実施状況等に応じ、地域コーディネーター等が中心となって行うものとする。この場合において、当該地域コーディネーター等と学校との連絡調整については、担当者に責任や負担が集中しないよう、教育職員間の適切な役割分担を行うものとする。

○ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・市関係部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口の設置を検討するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において対応できる体制を検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○ 調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査するとともに、各種ツールを活用することによって、市から学校に発出される調査・統計等の回答に係る事務負担を軽減する。

○ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員が障害の切り分けを行い、必要に応じて、民間事業者へ専門的な障害対応を依頼する。

○ 学校プールの施設・設備の管理

- ・民営プール活用や近隣小中学校でのプール共用などを進めることにより、学校プールの管理業務の負担を軽減する。

○ 部活動

- ・令和10年度の夏に、休日の学校部活動を完全に廃止することとし、円滑な地域展開に必要な体制整備を進める。平日の学校部活動の廃止については、令和12年度の夏を目標とし、地域クラブの拡充や持続化・安定化に向けた改革を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○ 授業準備、学習評価や成績処理

- ・学校の実態を踏まえ、教師等が行う教育指導以外の印刷や文書配付等の業務を補助するスクール・サポート・スタッフを効果的に配置する。
 - ・ICT等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
- ・養護教諭のほか、専門医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員等の専門的な知見を活用しつつ、これらの人材や学校支援員等と教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・不登校児童生徒への対応にあっては、「おおずふれあいスクール」の機能強化や効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能に加え、アナウンス機能や録音機能を学校の要望に応じて計画的に設置する。
- ・デジタル技術の活用により、教育職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を50%にする。【R6結果 33.5%】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる教育職員へは、心理療法士等による面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

- ・心身の健康問題等について、個別相談事業やメタルヘルスに関する研修会を実施する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果やアンケート調査等から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市関係部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。